

令和2年度補正予算の事業概要 (PR資料)

令和2年4月

目次

I. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発

マスク・アルコール消毒液等生産設備導入補助事業	4
アビガン・人工呼吸器等生産のための設備整備事業	5
ウイルス等感染症対策技術の開発	6
生活物資の需要抑制のための調査・広報事業	7
国内喫緊課題情報発信多様化支援事業	8

II. 雇用の維持と事業の継続

日本政策金融公庫等による資金繰り支援	10
小規模事業者経営改善資金の拡充(新型コロナウイルス対策マル経)	11
民間金融機関を通じた資金繰り支援	12
持続化給付金	13
中小企業生産性革命推進事業の特別枠創設	14
地域企業再起支援事業	15
経営資源引継ぎ・事業再編支援事業	16
中小企業再生支援協議会による事業再生・経営改善支援	17
中小・小規模事業者向け経営相談体制強化事業	18

III. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

Go To キャンペーン事業（仮称）	20
JAPANブランド育成支援等事業	21
地域におけるキャッシュレス導入支援事業	22

IV. 強靱な経済構造の構築

サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金	24
海外サプライチェーン多元化等支援事業	25
希少金属備蓄対策事業	26
サプライチェーン強靱化に資する技術開発・実証	27
東アジア経済統合研究協力事業費	28
在庫情報のリアルタイム共有に向けた基盤整備事業	29
感染症対策を含む中小企業強靱化対策事業	30
国内外の中堅・中小企業等へのハンズオン支援	31
コンテンツグローバル需要創出促進事業	32
遠隔教育・在宅教育普及促進事業	33
遠隔健康相談事業体制強化事業	34
非対面・遠隔の海外展開支援事業	35
自動走行ロボットを活用した新たな配送サービス実現に向けた技術開発	36
産業保安高度化推進事業	37
中小企業デジタル化応援隊事業	38
経済産業省デジタルプラットフォーム構築事業	39
キャッシュレス・消費者還元事業	40
地域分散クラウド技術開発事業	41
中小企業サイバーセキュリティ対策促進事業	42
高度サイバーセキュリティ検証技術構築事業	43

I . 感染拡大防止策と医療提供体制の整備 及び治療薬の開発

マスク・アルコール消毒液等生産設備導入補助事業

令和2年度補正予算額 **29.1億円**

商務・サービスグループ
医療・福祉機器産業室
03-3501-1562
製造産業局素材産業課
03-3501-1737
製造産業局生活製品課
03-3501-0969

事業の内容

事業目的・概要

- 中華人民共和国で最初に報告された新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月31日に世界保健機関（WHO）の緊急事態（PHEIC）宣言が発出され、日本国内でも指定感染症に指定されるなど、新型コロナウイルスによる感染症が拡大しています。
- こうした状況において、日本国内においても新型コロナウイルス感染症対策の基本方針に基づき対策措置が講じられています。国内外におけるマスク・アルコール消毒液等の需要の高まりに伴って、更に、国内におけるマスク・アルコール消毒液等の不足が生じています。
- このため、厚生労働省・経済産業省からマスク・アルコール消毒液等メーカー等に対して増産要請等を行いました。マスク・アルコール消毒液等の増産を速やか実現するため、更なるマスク・アルコール消毒液等生産設備の導入の支援を行います。

成果目標

- マスク・アルコール消毒液等メーカーによるマスク・アルコール消毒液等生産設備の導入を支援することで、国内におけるマスク・アルコール消毒液等の供給量を拡大し、現下のマスク・アルコール消毒液等不足の状況を速やかに解消します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

事業概要

- マスク・アルコール消毒液等の生産に関わる事業者が国からの増産要請等に応じてマスク・アルコール消毒液等生産設備を導入しようとする場合、設備導入に係る費用の一部を補助します。

- **補助対象者**： 国からの増産要請を受けて、マスク・アルコール消毒液等生産設備を導入した事業者
- **補助率**： [中小企業] 3 / 4
[大企業・中堅企業] 2 / 3
- **補助上限額**： 原則 3 千万円 / 製造ライン

※ 交付決定前に実施した事業についても遡及適用が認められる場合があります。

国内マスク供給量の推移



(資料) 日本衛生材料工業連合会資料より作成

アビガン・人工呼吸器等生産のための設備整備事業

令和2年度補正予算額 **87.7億円**

1. 商務・サービスG 生物化学産業課
03-3501-8625

2. 商務・サービスG 医療・福祉機器産業室
03-3501-1562

事業の内容

事業目的・概要

- 国内においても新型コロナウイルスの感染者が確認され、指定感染症に指定するなどの措置が講じられています。こうした状況下、新型コロナウイルス感染症への治療効果が期待されているアビガンや重症化した場合への対応として人工呼吸器等の需要が高まると考えられます。
- 現状、日本国内にアビガンが備蓄されていますが、今後、入院患者等の増加が予想される中においても、十分な備蓄量を確保するために、必要な製造能力の拡充を行います。また人工呼吸器やECMO（心肺補助システム）についても、海外からの輸入に依存していることから、国内における製造能力の拡充を行います。

成果目標

- 化学品メーカー及び製薬企業によるアビガン製造設備や人工呼吸器等の製造メーカーの製造設備の整備を支援することで、国内におけるアビガンや人工呼吸器等の在庫を拡大します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

事業概要

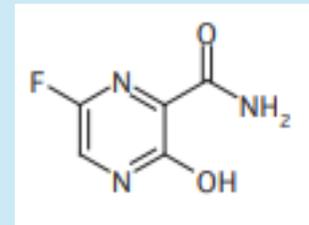
- アビガンの製造に関わる事業者や人工呼吸器等の製造に関わる事業者が国からの増産要請等に応じて製造設備を整備・増強しようとする場合、その費用を補助します。

- **補助対象者**： 国からの増産要請を受けて、アビガンや人工呼吸器等の製造設備の導入等をした事業者

- **補助率**： 10 / 10

※交付決定前に実施した事業についても遡及適用が認められる場合があります。

- アビガン



- 人工呼吸器等（イメージ）



人工呼吸器



ECMO

ウイルス等感染症対策技術の開発

令和2年度補正予算額 **110.0億円**

(1) 商務・サービスG 生物化学産業課
03-3501-8625

(2) (3) 商務・サービスG 医療・福祉機器産業室
03-3501-1562

事業の内容

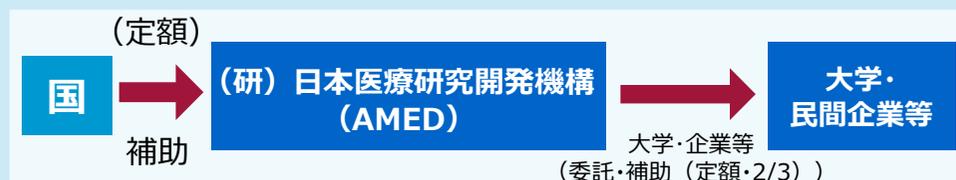
事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受け、簡易・迅速かつ分散的なウイルス検査、感染拡大防止に向けたシステム開発、重症患者等に向けた治療機器等への期待が高まっています。
- 本事業では、感染症の課題解決につながる研究開発や、新型コロナウイルス感染症対策の現場のニーズに対応した機器・システムの開発・実証等を支援します。

成果目標

- 新型コロナウイルス等の感染症対策のための医療機器・システム等の社会実装を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

◆対象となる機器・システム開発・実証のイメージ

(1) 感染症の早期・大量診断

- 新型コロナウイルスの検出用デバイスおよび診断薬の開発のための基盤研究
- 新型ウイルス等の解析、新薬開発等を安全・迅速に行える自動実験環境の構築

(2) 感染拡大の防止や早期対応に向けた機器・システム

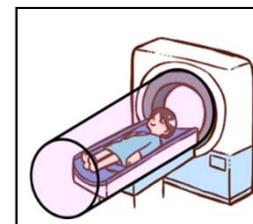
- 隔離された感染症患者に対応したモニタリングシステム等の開発と、ユニット化に向けた開発・実証
- 救急時に移動可能な可搬型の診断装置等の開発
- 社会システムを維持するための判断支援AIの開発・実証

(3) 感染症の重症患者のための治療機器

人工呼吸器や肺機能を代替する人工肺等の急性期重症患者の治療を補助する機器の開発



心肺補助システム



モニタリングシステム及び車載ユニット

※図はイメージ

生活物資の需要抑制のための調査・広報事業

令和2年度補正予算額 **1.4億円**

事業の内容

事業目的・概要

(1)アルコール消毒液需要抑制のための代替物評価・広報

- 一部の生活物資に過度の需要が生じないよう、同様の効果を得られる代替手段について検証・広報を行い、過度の需要を抑制します（特に消毒の代替方法を検証）。

(2)物資に関する世論の分析等

- 物資不足に伴う懸念による過度な購買等を防止するため、国民の懸念に関する世論の状況や、物資に関する客観的なデータなどを収集・分析します。

(3)物資に関する広報コンテンツ制作及び発信

- 国民の懸念を解消するため、インフォグラフィックス（情報を視覚化して伝える手法）等を用いて、正しくわかりやすく伝える広報コンテンツを制作します。

成果目標

需給バランスが崩れている生活物資について、代替手段の利用を促進するための検証、正確で適切な情報提供等を行うことで、過度な需要を抑制し、需給の安定を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1)アルコール消毒液需要抑制のための代替物評価・広報

新型コロナウイルスに対する消毒方法について、界面活性剤、次亜塩素酸水などの効果を検証し、広報を行います。



(2)物資に関する世論の分析等

新型コロナウイルス感染症に伴う物資等に関する国民の懸念を把握するために、マスメディア、ソーシャルメディア等における情報発信の状況や専門家・現場の声等への国民の受け止め、物資の価格・取引量の推移などの客観的なデータについて、収集・分析します。

(3)物資に関する広報コンテンツ制作及び発信

新型コロナウイルス感染症に伴う物資等に関する国民の懸念を解消するとともに、きめ細かに対応するため、インフォグラフィックス等を用いて、国民に的確でわかりやすく伝えるための広報コンテンツを制作します。

↓

過度の需要を抑制

国内喫緊課題情報発信多様化支援事業

令和2年度補正予算額 **2.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の見えない脅威は誤った情報等が流通しやすい環境をもたらし、経済活動にも打撃を与えることが懸念されます。
- また、デジタル技術の変化や、ウェブメディア、SNS等の出現により、情報流通の仕組み/構造は大きく変わってきています。
- 本事業では、国内の新型コロナウイルス感染症に関する情報の流通構造を分析し、経済への影響を調査するとともに、今後懸念される風評被害を最小限に抑制していくための、デジタル時代におけるコミュニケーションの在り方を検討していきます。

成果目標

- 令和2年度末までに、個人消費その他経済活動が新型コロナウイルス感染症蔓延前の水準に戻ることを目的とします。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国

委託

民間企業等

事業イメージ

多様な情報発信の実現に向けた実態調査事業

【国内実態調査】

1. 国内の新型コロナウイルス感染症の事例をもとに、**情報の流通構造の変化について、実態調査を実施**する。

【調査項目例】

- ・多様な情報発信手段の活用
- ・状況に応じた情報に対する信頼の変化
- ・信頼する情報発信主体の変化
- ・上記変化の要因や影響

2. **流通している新型コロナウイルス感染症関連情報を分析**し、消費者/国民の認知/認識の変化を早期にくみ取る。

【海外実態調査】

1. **海外政府が、国民や他国政府に対しどのようなコミュニケーション手段を選択しているか調査・分析**する。



効果的な情報発信により、風評被害を抑制する。

Ⅱ. 雇用の維持と事業の継続

日本政策金融公庫等による資金繰り支援 (実質無利子・無担保・既往債務借換)

令和2年度補正予算額 **1兆442.0億円** <うち財務省計上5,421.0億円>

事業の内容

事業目的・概要

- 令和元年度予備費により措置した、新型コロナウイルス感染症の影響により、業況悪化を来している中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む）等の資金繰り支援を継続実施するため、出資金により日本政策金融公庫の財務基盤を強化します。

①日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等による特別貸付

- 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫（危機対応融資）等が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を実施します。
- また、新規融資とあわせて既往債務の借換を可能とし、借換部分についても当初3年間0.9%の金利引下げを行うことで、月々の利息負担及び返済負担軽減を図ります。

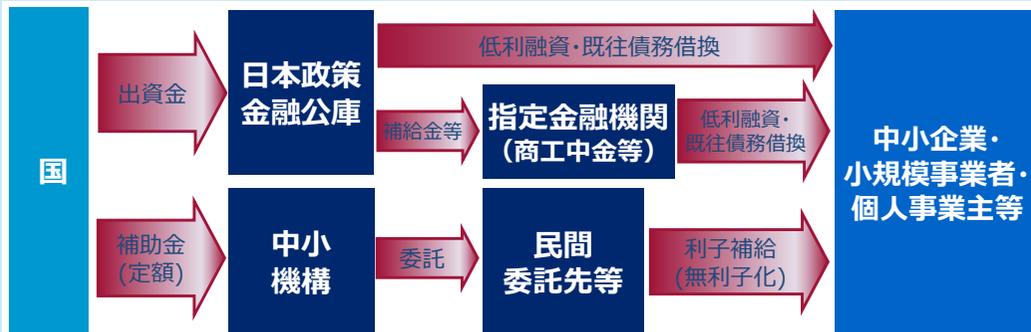
②利子補給による実質無利子化

- 一定の要件を満たした事業者に対して、既往債務の借換部分を含め、借入後3年間の利子補給を実施することで、実質無利子化します。

成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む）等の資金繰り円滑化。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

①日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等による特別貸付

融資対象：新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上が前年又は前々年比5%以上減少した方

※業歴3か月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1か月の売上が過去3か月（最近1か月を含む。）の売上高の平均額に比し5%以上減少していること等。

（※）個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）は、影響に関する定性的な説明でも可とするよう柔軟に運用

※商工組合中央金庫は別途、危機対応業務として中堅向け貸付等も実施

貸付限度：中小事業3億円（別枠）、国民事業6千万円（別枠）
商工中金等（以下、危機対応）3億円

貸付利率：当初3年間 基準利率▲0.9%、4年目以降基準利率

中小事業・危機対応1.11%→0.21%、国民事業：1.36%→0.46%

利下げ限度額：中小事業・危機対応1億円、国民事業3千万円

※貸付限度額・利下げ限度額は新規融資と既往債務借換の合計

貸付期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内

据置期間：5年以内 担保：無担保

基準利率：中小事業・危機対応1.11%、国民事業1.36%

※令和2年4月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無に関わらず一律

②利子補給による実質無利子化

適用対象：日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付等により借入を行った事業者のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）・・・要件無し
- ②小規模事業者（法人に限る）……………売上高▲15%
- ③中小企業者（上記①②を除く）……………売上高▲20%

補給上限：中小事業・危機対応1億円、国民事業3千万円、当初3年間

※利子補給上限は、新規融資と既往債務借換との合計金額

小規模要件：製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

小規模事業者経営改善資金の拡充(新型コロナウイルス対策マル経)

令和2年度補正予算額 **29.0億円** (財務省計上)

事業の内容

事業目的・概要

- 小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経融資）制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者の資金繰りを支援するため、新型コロナウイルス対策特枠として、以下の措置を実施します。
 - ① 貸付限度額について、別枠として1,000万円を措置
 - ② 貸付金利について、別枠1,000万円の範囲内で、当初3年間、通常の金利から▲0.9%引下げ
 - ③ 据置期間について、設備資金を4年以内、運転資金を3年以内に延長

条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 貸付対象者は、新型コロナウイルス感染症の影響により最近1か月の売上高が5%以上減少した小規模事業者です。

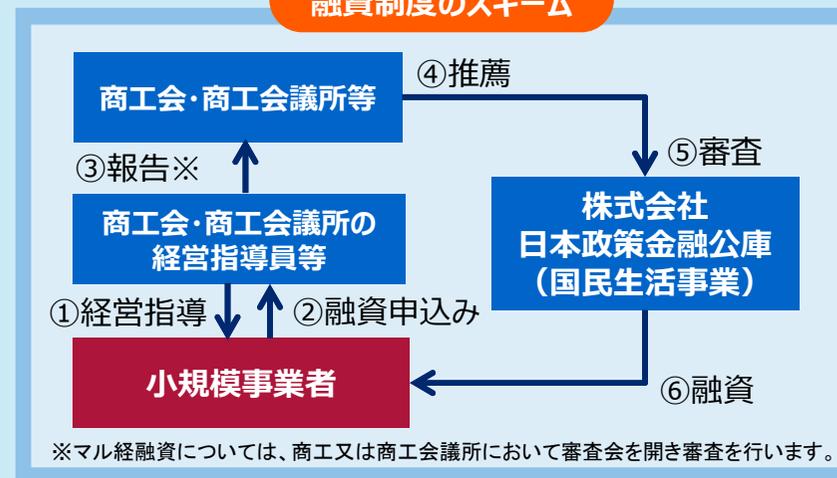
成果目標

- 本融資を通じて小規模事業者の経営改善の促進を目指します。



事業イメージ

融資制度のスキーム



貸付条件

<新型コロナウイルス対策特枠>

- 貸付限度額：別枠1,000万円
- 貸付金利：0.31%（令和2年3月10日現在）
※当初3年間、経営改善利率より▲0.9%引下げ
- 貸付期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内
- 据置期間：設備資金4年以内、運転資金3年以内
- 担保等：担保・保証人は不要
- 経営指導：原則6か月以上、商工会等の経営指導を受けること

<本体枠>

- 貸付限度額：2,000万円
- 貸付金利：経営改善利率 1.21%（令和2年3月2日現在）
- 貸付期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内
- 据置期間：設備資金2年以内、運転資金1年以内
(担保等は新型コロナウイルス対策特枠と同じ)

民間金融機関を通じた資金繰り支援(保証料ゼロ、実質無利子化、借換保証)

令和2年度補正予算額 **2兆7,014億円** <うち財務省計上 1兆2,062億円>

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症により売上が減少した中小・小規模事業者等に対して、制度融資を活用して保証料補助や実質無利子化を行うことで、信用保証を伴う民間金融機関を活用した資金繰り支援を実施します。
- また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の資金繰りを緩和するため、信用保証付融資の既往債務の借換により、返済負担を軽減します。一定の要件を満たした場合には、借換についても保証料補助や実質無利子化の対象とします。

成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じている中小・小規模事業者・個人事業主の資金繰りを円滑化します。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)

補助 (1.5兆円) 【経産省計上】



出資 (1.2兆円) 【財務省計上】



事業イメージ

- 新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じている中小・小規模事業者・個人事業者に対し、都道府県等が実施する制度融資を活用し、保証料ゼロや実質無利子化を実現。

対象要件：新型コロナウイルス感染症の影響により売高等が減少した事業者（セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けた事業者が対象）

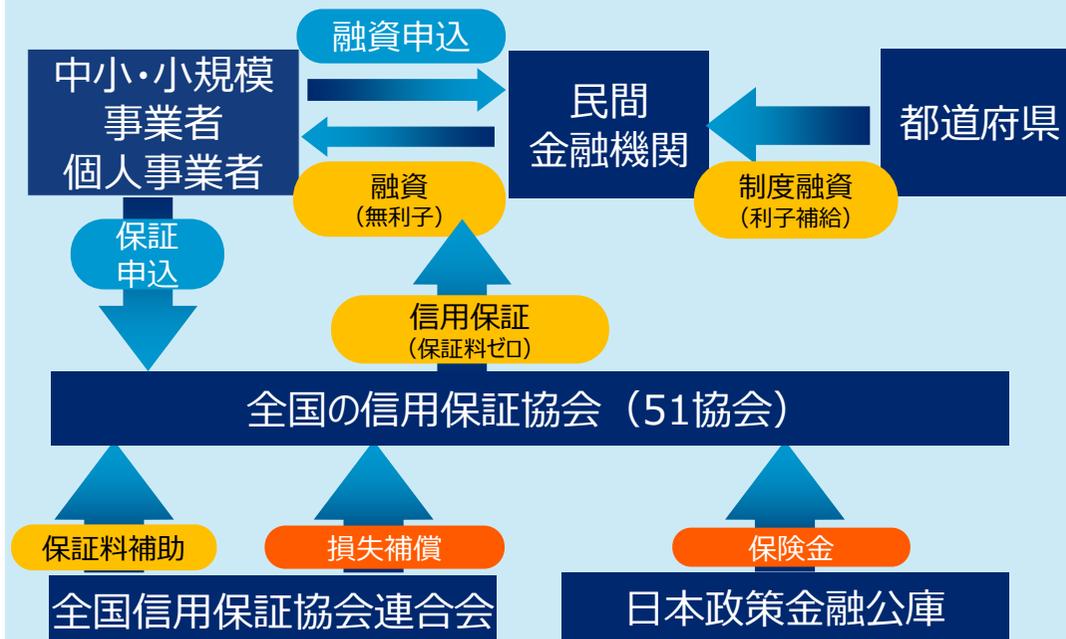
個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る)

▲5% 保証料ゼロ、無利子(当初3年)

中小・小規模事業者 ▲5% 保証料1/2

中小・小規模事業者 ▲15% 保証料ゼロ、無利子(当初3年)

融資上限額：3000万円、



持続化給付金

令和2年度補正予算額 **2兆3,176億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うインバウンドの急減や自粛等の影響などにより、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人等の業況に大きな影響が出ています。
- このため、感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。

成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が大きい者の事業の継続を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

- 売上が大きく減少した事業者に対し、法人200万円、個人事業者100万円を上限に、現金を給付いたします。

給付対象者：

中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比で50%以上減少している者

給付額：

法人は200万円、個人事業者は100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■ 売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入)

－ (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

中小企業生産性革命推進事業の特別枠創設

令和2年度補正予算額 **700億円**

中小企業庁 技術・経営革新課
中小企業庁 小規模企業振興課
商務・サービスG サービス政策課

03-3501-1816
03-3501-2036
03-3580-3922

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業基盤整備機構が複数年にわたって中小企業の実業性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業」について、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者向けに、補助率又は補助上限を引き上げた「特別枠」を設けます。
- 具体的には、新型コロナウイルスの影響を受けて、サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備等に取り組む事業者による、設備投資、販路開拓、IT導入等を優先的に支援します。

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後2年で、販路開拓で売上増加につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。

※ 3事業とも、補助事業実施年度の生産性向上や賃上げは求めないこととします。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

【各補助事業の拡充内容】

- ① ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
（補助上限：1,000万円、補助率：**1/2から2/3へ引上げ**）
中小企業等が感染症の影響を乗り越えるための、新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。
- ② 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
（補助上限：**50万円から100万円へ引上げ**、補助率：2/3）
小規模事業者等が感染症の影響を乗り越えるために、経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援します。
- ③ サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
（補助額：30万～450万円、補助率：**1/2から2/3へ引上げ**）
中小企業等が感染症の影響を乗り越えるための、ハードウェア（PC、タブレット端末等）のレンタル等も含めた、ITツール導入を支援します。

【申請要件】

補助対象経費の1/6以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること

A：サプライチェーンの毀損への対応

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと
（例：部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓）

B：非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと

（例：店舗販売からEC販売へのシフト、VR・オンラインによるサービス提供）

C：テレワーク環境の整備

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること

（例：WEB会議システム、PC等を含むシンクライアントシステムの導入）

- 本特別枠は、年度内に予定している締切に適用されます。

地域企業再起支援事業

令和2年度補正予算額 **200.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 地域経済、地域住民の住環境は、公共セクターのみならず、民間セクター、とりわけ多くの中小企業によって成り立っている側面があります。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、インバウンドの急減、小学校等の休校、イベントの自粛などによって事業に大きな影響を受けた中小企業も多く、この状態が長引くと、地域経済の持続性が損なわれるおそれが生じます。
- このため、地域経済の持続性に対するダメージを防止・軽減していくため、新型コロナウイルス感染症の拡大による中小企業被害が多大な地方公共団体が、地域企業の再起を支援していく取組を着実に実行できるようにしていくため、地方公共団体に対して、その実行に係る経費の一部を国庫補助します。
- 国と地方公共団体の施策が相互に補完し合うことによって、今般の影響からの復旧が迅速・円滑かつ地域の政策ニーズに合った形で進んでいくようにしていきます。

成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の拡大によって中小企業の事業活動が減退した地域の経済の早期再起を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

地方公共団体の取組イメージ

- 産地産業等、地域の外から外貨を稼ぎ、地域経済のエンジンとなっている中小企業の再起支援
- イベントやプロモーション活動など、旅館や飲食店街・商店街の活性化に向け、地域の面的活動を行う事業者への支援や街の活性化に向けた施設整備等

地方公共団体の取組

地域特有の課題や産業構造の特性を踏まえ、その実態に応じた形で再起支援を実施

国（経済産業省）の取組

財源の 2 / 3 を補助

経営資源引継ぎ・事業再編支援事業

令和2年度補正予算額 **100億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルスの影響下にあっても、中小企業の貴重な経営資源や、雇用・技術を次世代へ引き継ぎ、地域のサプライチェーンを維持するため、後継者不在事業者の経営資源引継ぎや事業再編を後押しします。仮に廃業を選択せざるを得なくなった場合であっても、経営資源の確実な承継を図ります。
- また、事業引継ぎ支援センターにおける「プッシュ型」の第三者承継支援によって承継ニーズの掘り起こしを徹底するほか、中小企業経営力強化支援ファンドを創設します。

成果目標

- 後継者不在事業者の経営資源の引継ぎ・第三者承継を後押しし、中小企業の雇用・技術を次世代へ引き継ぎます。
- 事業引継ぎ支援センターにおいて、「プッシュ型」の第三者承継支援を実施し、事業再編によるサプライチェーン維持を図ります。
- 新たなファンドの創設により、地域の核となる事業者の再生・第三者承継を後押しし、地域経済の維持を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

（1）経営資源引継ぎ補助金

- 中小企業の第三者承継時の負担である、士業専門家の活用に係る費用（仲介手数料・デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用等）を補助。
- 経営資源の一部を引き継ぐ場合における譲渡側の廃業費用を補助。

枠組	補助対象	補助率	補助上限額
	<買い手> 専門家への報酬 (仲介手数料等)	2/3	200万円
	<売り手> 専門家への報酬 + 既存事業の廃業費用		650万円

※売り手のみ・買い手のみが申請し、補助を受けることも可能です

（2）事業引継ぎ支援センターの体制強化

- 新型コロナウイルスの影響を受け、事業引継ぎ支援センターへ相談に来ることが困難な事業者や、第三者承継に関心のある者に対して、「プッシュ型」の第三者承継支援を実施。



（3）中小企業経営力強化支援ファンド

- 新型コロナウイルスの影響により業況が悪化した、地域の核となる事業者が倒産・廃業することがないように、官民連携の新たな全国ファンドを創設し、再生と第三者承継の両面から支援。
- 事業引継ぎ支援センターとも連携し、経営力の強化とその後の成長を全面サポート。

令和2年度補正予算額 80.0億円

事業の内容

事業目的・概要

1. 中小企業再生支援協議会事業

- 各都道府県に置かれた「中小企業再生支援協議会」において、財務上の問題解決のための事業再生に向けた支援及び円滑な債務整理に向けた支援を行います。
- 窓口相談や金融機関との調整を含めた特例リスクスケジュール計画の策定支援を行います。

2. 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

- 経営改善の取組を必要とする中小企業・小規模事業者が認定支援機関の助力を得て行う経営改善計画策定を支援することにより、経営改善を促進します。
- ① 経営改善計画策定支援
借入金の返済負担等の財務上の問題を抱え、金融支援を含む本格的な経営改善を必要とする中小企業・小規模事業者の経営改善計画の策定を支援します。
- ② 早期経営改善計画策定支援
資金繰り管理や採算管理といった、基本的な内容の経営改善の取組を必要とする中小企業・小規模事業者が、金融支援等が必要になる前の早期段階で行う簡易な経営改善計画の策定を支援します。

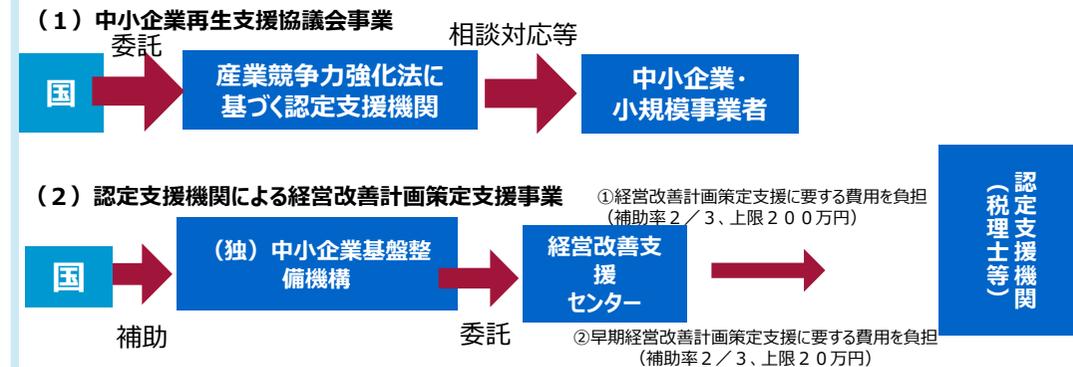
3. 中小企業全国支援機能強化事業

- 中小企業再生支援協議会に対して、再生計画策定の指導・助言、専門人材の紹介・派遣等を実施することで、中小企業再生支援協議会の円滑な業務実施を支援します。

成果目標

経営改善支援から再生支援まで一貫した支援により、新型コロナにより影響が生じた中小企業者の早期の事業改善を支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

1. 中小企業再生支援協議会事業

特例リスク計画策定支援

中小企業再生支援協議会（44箇所） 産業復興相談センター（3箇所）

特例リスクスケジュール

- 事業改善の見通しの検討を待たず、全債権者に対して1年間の緊急特例リスクスケジュールを要請。
- 積極的にニューマネーを含めた金融機関調整・合意形成を実施。

フォローアップ

- 毎月のフォローアップ、必要なアドバイスを実施

再生計画等策定支援

事業再生支援

債務整理支援

- 個別支援チームを結成し、具体的な再生計画の策定を支援
- 関係金融機関等との調整
- 具体的な弁済計画の策定を支援
- 関係金融機関等との調整
- 経営者保証ガイドラインに基づく保証債務等整理

2. 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

中小企業・小規模事業者

① 経営改善計画策定支援

- 金融支援を伴う本格的な経営改善の取組が必要

② 早期経営改善計画策定支援

- 資金繰り管理・採算管理等の基本的な経営改善取組が必要

申し込み

- 中小企業者と専門家である認定支援機関は、連名で各経営改善支援センター（47都道府県に設置）に利用申請

認定支援機関による計画策定支援等

計画策定支援等

- 認定支援機関は計画策定や、金融機関との協議などを支援
- 認定支援機関は早期段階における計画策定を支援
- 経営改善支援センターは、計画策定支援費用の2/3を補助
- 経営改善支援センターは、計画策定支援費用の2/3を補助

フォローアップ

- 経営改善支援センターは、モニタリング費用の2/3補助
- 認定支援機関は定期的なモニタリングを実施

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模事業者向け 経営相談体制強化事業 令和2年度補正予算額 20.0億円

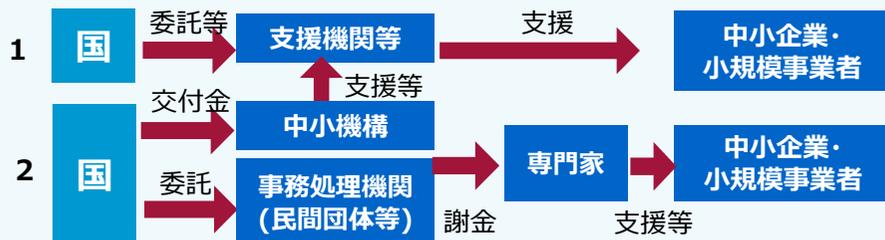
1. 中小企業庁経営支援課、取引課
総務課、小規模企業振興課
2. 中小企業庁経営支援課、総務課

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、インバウンドを含む観光需要の落ち込みや国内の客足減少、サプライチェーンの毀損等により、多くの中小・小規模事業者において売上げが急減している状況にあります。
- また、こうした状況の中で、よろず支援拠点、商工会・商工会議所等の経営支援機関に寄せられる相談も急増している状況にあります。
- こうした中で、中小・小規模事業者の当面の資金繰りの安定化に向け、資金繰り計画の作成に係る支援等、金融機関とのコミュニケーションの強化に資する支援や販路拡大等に関する経営相談を行うとともに、感染拡大防止後の速やかな再起支援に向け、多様な経営課題の解決に向けたきめ細かな相談対応を行っていく必要があります。
- こうした新型コロナウイルス感染症の影響に伴う中小・小規模事業者の多様な経営課題の解決に向け、よろず支援拠点や商工会・商工会議所等の経営相談窓口での対応力を強化するとともに、専門家派遣体制を強化します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

1. 経営相談体制の強化

- 全国のよろず支援拠点において、経営改善、特に資金繰りに関する相談対応が可能な専門家を増員するとともに、全国の下請かけこみ寺において、損失のしわ寄せ等に関する相談対応が可能な専門家を増員し、新型コロナウイルス感染症による影響を受けて経営状況が悪化している中小・小規模事業者への支援や取引適正化を強力に推進する等の体制を整備します。
- 商工会・商工会議所において、新型コロナウイルス感染症による影響を受ける中小・小規模事業者の相談窓口で経営相談の対応を行う経営指導員等を増員し、相談対応能力と支援機能を強化します。

2. 専門家派遣体制の強化

- よろず支援拠点や地域プラットフォーム（地域PF）が、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模事業者の経営課題解決に向けて、専門家を無料で派遣する体制を強化します。
（※地域PF：商工会・商工会議所や金融機関など地域の支援機関が中小企業支援を目的に連携する枠組み）
- （独）中小企業基盤整備機構において、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模事業者の経営相談対応等を実施する支援機関等に対し、中小企業診断士、税理士、企業経営や店舗経営の経験者等の専門家を無料で派遣します。

Ⅲ. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

Go To キャンペーン事業（仮称）

令和2年度補正予算額 **1兆6,794億円**

内閣官房 官民一体型需要喚起キャンペーン準備室 03-3581-9317
経済産業省 商務・サービスグループ 官民一体型需要喚起推進室 03-3501-1337
クールジャパン政策課 03-3501-1750
中小企業庁 商業課 03-3501-1929
国土交通省観光庁 総務課 03-5253-8321
農林水産省 外食産業室 03-6744-7177

事業の内容

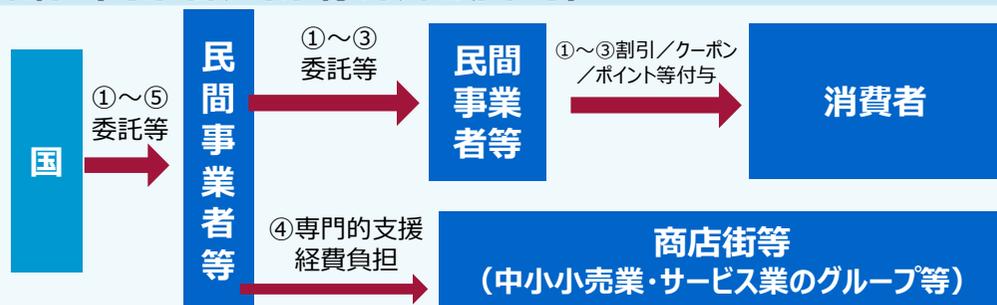
事業目的・概要

- 新型コロナウイルスの感染拡大は、観光需要の低迷や、外出の自粛等の影響により、地域の多様な産業に対し甚大な被害を与えています。
- このため、甚大な影響を受けた地域産業において、将来の収益回復の見通しを持っていただくためにも、新型コロナウイルス感染症の流行の収束状況を見極めつつ、地域を再活性化するための需要喚起策を実施することが必要です。
- （まずは、感染防止を徹底し、雇用の維持と事業の継続を最優先に取り組むとともに、）今回の感染症の流行の収束状況を見極めつつ、甚大な影響を受けている観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント業などを対象とし、期間を限定した官民一体型の需要喚起キャンペーンを講じます。

成果目標

- 新型コロナウイルスの影響を受けた地域における需要喚起と地域の再活性化を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

- 新型コロナウイルス感染症の流行の収束状況を見極めつつ、一定期間に限定して、官民一体型の需要喚起キャンペーンを実施。

①観光キャンペーン（Go To Travel キャンペーン（仮称））

- 旅行業者等経由で、期間中の旅行商品を購入した消費者に対し、代金の1/2相当分のクーポン等（宿泊割引・クーポン等に加え、地域産品・飲食・施設などの利用クーポン等を含む）を付与（最大一人あたり2万円分/泊）。

②飲食キャンペーン（Go To Eat キャンペーン（仮称））

- オンライン飲食予約サイト経由で、期間中に飲食店を予約・来店した消費者に対し、飲食店で使えるポイント等を付与（最大一人あたり1000円分）。
- 登録飲食店で使えるプレミアム付食事券（2割相当分の割引等）を発行。

③イベント等キャンペーン（Go To Event キャンペーン（仮称））

- チケット会社経由で、期間中のイベント・エンターテインメントのチケットを購入した消費者に対し、割引・クーポン等を付与（2割相当分）。

④商店街キャンペーン（Go To 商店街キャンペーン（仮称））

- 商店街等によるキャンペーン期間中のイベント開催、プロモーション、観光商品開発等の実施。

⑤一体的なキャンペーンの周知

- キャンペーンを一体的に、わかりやすく周知するための広報を実施。

JAPANブランド育成支援等事業

令和2年度補正予算額 **15.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響は、地域の中小企業・小規模事業者に多大な影響をもたらしており、特にインバウンド需要に支えられてきた地域・事業者においては、急激な需要の減少に大打撃を受けています。
- 世界規模での感染拡大が進む現状においては、インバウンド需要の先細り懸念に加えて、国内観光需要（宿泊、飲食、物販等）への影響も懸念されています。
- この際、日本国内に人の流れと消費を呼び戻すためには、観光需要の喚起に加え、地域の中小企業・小規模事業者が新たな商品やサービスの開発、ブランディング、販路開拓など、地域の魅力を高めるための取組を後押しすることが必要です。
- そこで、本事業では地域の魅力を秘めた「地域産品」「サービス」の磨き上げやブランド力の強化、発信力の向上を図ることで、新型コロナウイルス感染症に打ち勝つ地域産品・サービスの魅力創出・発信活動・新市場の開拓を支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

地域産品・サービスの磨き上げ・ブランディング支援

①事業者支援型：

中小企業・小規模事業者自らが、地域の産品・サービスの磨き上げによる海外展開や全国展開、新たな観光需要の獲得に関する取組（新商品・サービス開発やブランディング等）を行うとき、その経費の一部を補助します。

その際、クラウドファンディングや電子商取引（EC）を活用した取組を重点的に支援します。

（補助上限額：500万円※ 補助率：3分の2以内）

※複数者による共同申請の場合は上限2,000万円

②支援事業型：

民間支援事業者や地域の支援機関等が、複数の中小企業者に対して、地域の産品・サービスの磨き上げによる海外展開や全国展開、新たな観光需要の獲得に関する支援（調査研究や新商品・サービス開発の支援、効率的なツールの提供、セミナー・研修等）を行うとき、その経費の一部を補助します。

その際、クラウドファンディングや電子商取引（EC）を活用した取組を重点的に支援します。

（補助上限額：2,000万円 補助率：3分の2以内）

地域におけるキャッシュレス導入支援事業

令和2年度補正予算額 **10.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- キャッシュレス決済の普及は、ウイルスを媒介する可能性のある現金に触れる機会を減らすため、衛生的な環境の構築につながります。
- キャッシュレス決済の普及にあたっては、災害時に利用できなくなることを懸念する声や地域への普及が不十分であるといった指摘があります。
- このため、災害時でもキャッシュレス決済を利用できる環境の整備や、普及が十分でない地域への導入支援を行います。

成果目標

- 災害が発生した場合を想定したキャッシュレス決済の運用を検証するとともに、地域で一体的にキャッシュレス決済を導入する取組を支援します。

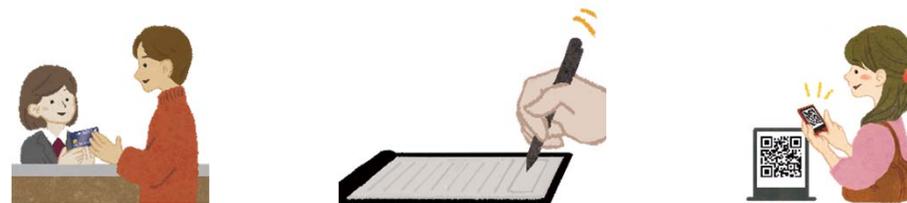
条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 災害時のキャッシュレス決済実証事業

- 災害等で停電・通信途絶になり、決済端末が使用不能となった場合に対応できるキャッシュレス決済の運用を検証します。
- 具体的には、クレジットカード番号を紙へ記帳すること等による支払を可能とした場合に、店舗や決済事業者が行う実務処理や不正対策等を検証します。



(2) 面的キャッシュレス・インフラの構築支援事業

- 地域で一体的にキャッシュレス決済を導入する場合に、端末やソフトウェア関連の費用、キャンペーン費用などを支援します。



IV. 強靱な経済構造の構築

サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金

令和2年度補正予算額 **2,200億円**

事業の内容

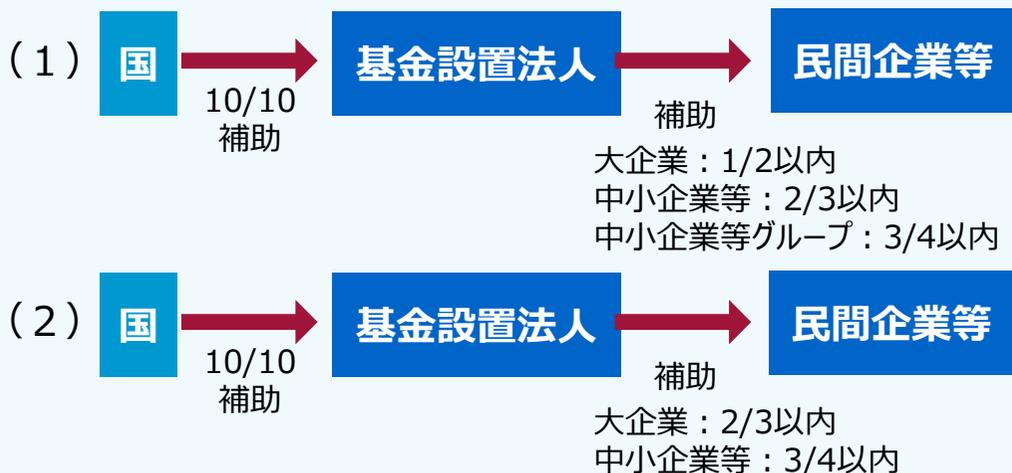
事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、国内の生産拠点の確保等を進めます。
- 具体的には、生産拠点の集中度が高い製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材について、国内で生産拠点等を整備しようとする場合に、その設備導入等を支援します。

成果目標

- 国内における生産拠点等の整備を進め、製品等の円滑な確保を図ることでサプライチェーンの分断リスクを低減し、我が国製造業等の滞りない稼働、強靱な経済構造の構築を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

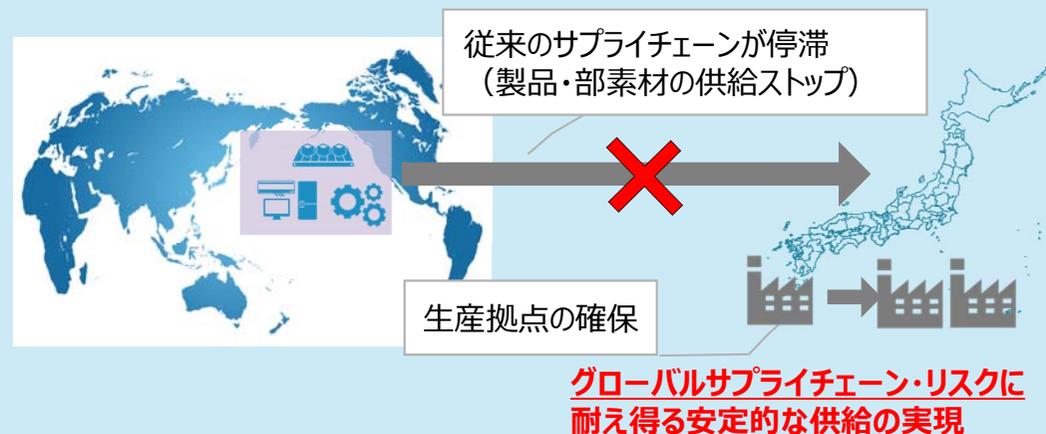


※補助対象経費：建物・設備の導入（F/Sを含む。）

事業イメージ

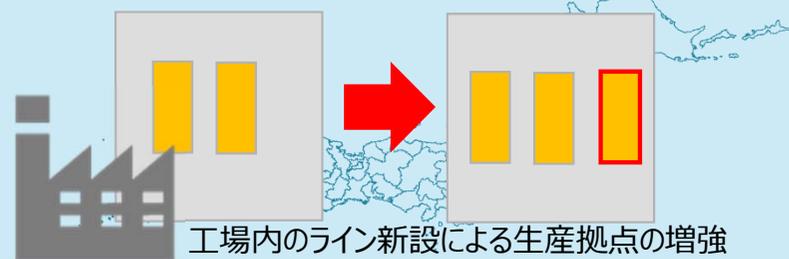
(1) 生産拠点の集中度が高い製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備

(例) 海外の生産拠点を日本国内にも確保



(2) 国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材の生産拠点等整備

(例) 輸入に依存していた製品等の国内における生産拠点整備



海外サプライチェーン多元化等支援事業

令和2年度補正予算額 **235.0億円**

貿易経済協力局 貿易振興課
03-3501-6759
通商政策局 アジア大洋州課
03-3501-1953

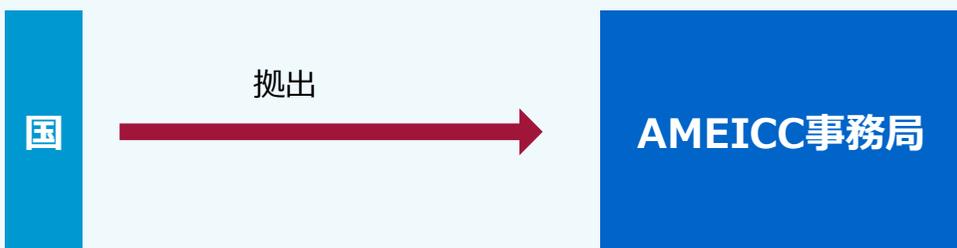
事業の内容

事業目的・概要

- 日本・ASEANの強靱なサプライチェーンを構築するため、ASEAN等において、製造拠点の多元化等を行うことを目的とした設備導入・実証試験・FS調査等を支援します（自動車、電機製品等のサプライチェーンに加え、衛生用品等の供給体制多元化も含まれます）。
- 加えて、現地機関・企業との連携を通じ、デジタル技術を活用したサプライチェーン最適化・効率化を実現させるための実証・FS調査等とあわせ、ネットワーク構築を支援します。

成果目標

- サプライチェーンの多元化等を図る企業の設備導入等を支援することで、生産拠点の集中度が高い製品の供給途絶リスクを解消し、日本の製造業の競争力強化を目指します。



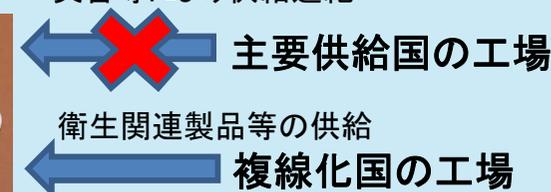
事業イメージ

ASEAN等サプライチェーン強靱化支援

- 日本・ASEANのサプライチェーンを強靱化するため、企業による代替元国から代替先国への海外製造拠点の複線化や生産拠点・ネットワークの高度化に向けた設備導入・実証・FS調査等を実施します。

①衛生関連製品等の供給の多元化型：マスク等

製品を海外から輸入する市場 災害等により供給途絶



供給元の複線化

②サプライチェーン多元化型：自動車、電機、医療機器、レアメタル等

部素材を海外から輸入する工場 災害等により供給途絶



製造拠点複線化

- 現地機関・企業との連携を通じ、デジタル技術を活用したサプライチェーン最適化・効率化を実現させるための実証・FS調査等を支援します。

希少金属備蓄対策事業

令和2年度補正予算額 **2.6億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症が世界中に拡大する中で、特定国への依存度が高く、代替が困難なレアメタルは、当該特定国における供給障害の発生により、我が国への供給が途絶え、産業活動に支障が生じるおそれがあります。
- これまでも、レアメタルの安定供給確保のため、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (JOGMEC) において国家備蓄事業を実施しています。
- 世界的な感染症の拡大によるヒト・モノの移動制限等が長期化した場合に備え、供給途絶リスクの高い鉱種について、国家備蓄の増強を行います。

成果目標

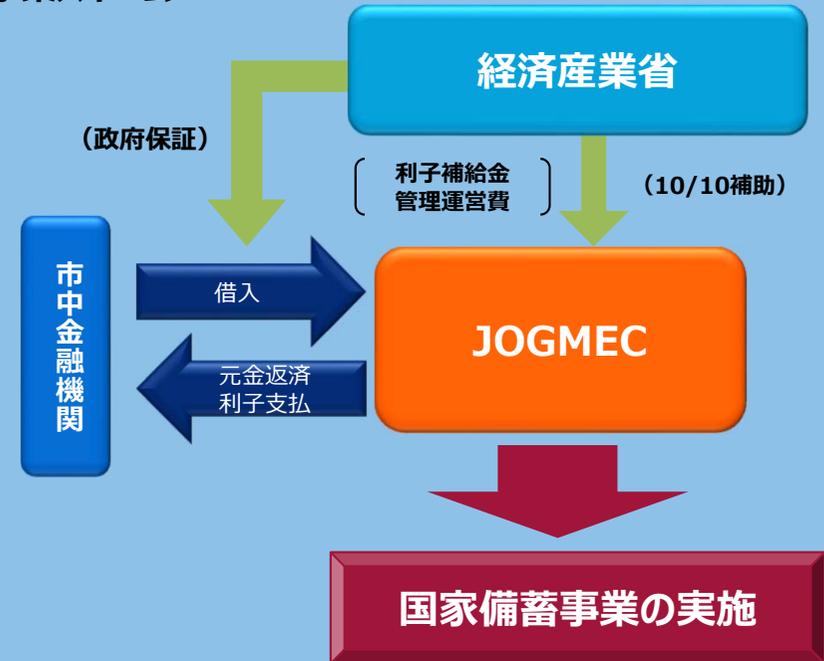
- 感染症の蔓延等による供給途絶の発生時には、我が国産業のサプライチェーンが途絶することがないように、ニーズに適切に対応した機動的な備蓄物質放出の実施を目指します。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

事業スキーム



レアメタル国家備蓄倉庫



サプライチェーン強靱化に資する技術開発・実証

令和2年度補正予算額 **30.0億円**

製造産業局

(1) 金属課 金属技術室 03-3501-1794

(2) 宇宙産業室 03-3501-0973

産業機械課 03-3501-1691

製造総務課 03-3501-1689

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の世界的な流行によって、グローバルサプライチェーンの寸断リスクが顕在化しています。
- 当該リスクに対処するため、我が国製造事業者による国内生産拠点整備やアジア諸国等への多元化等が喫緊の課題となっており、その解決に向けて、サプライチェーンの強靱化に資する技術開発等が求められています。
- 本事業では、(1) 部素材の代替・使用量低減を進めることによる調達リスクの緩和、(2) サプライチェーン間でのデータ連携の促進等を通じたその迅速・柔軟な組換えと寸断リスクの緩和に資する技術開発・実証を行います。

成果目標

- 部素材の代替・使用量低減やサプライチェーンの柔軟な組換えに係る技術開発・実証を通じて、サプライチェーンの強靱化に繋がります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 部素材の代替・使用量低減に資する技術開発・実証

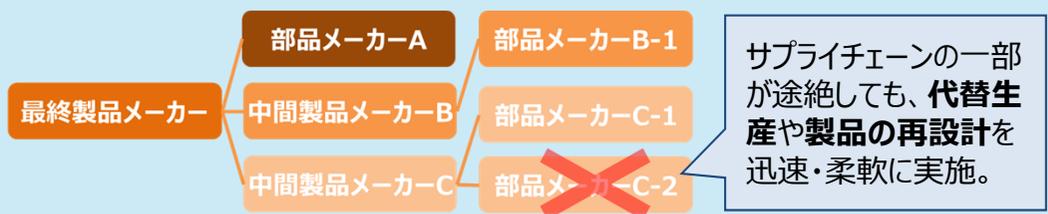
- 供給途絶リスクが高いレアアースの使用を極力減らす、又は使用しない技術の開発により、サプライチェーンの強靱化に繋がります。
 - 重希土類のように供給源が限定されているレアアース等について、使用量を減らしても同等程度の性能を発揮させる技術開発を実施します。
 - 軽希土類のように複数地域のからの供給は可能でも低品位のために利用できないレアアース等について、品位の向上や低品位のままでも利用できる技術開発を実施します。



重希土類を使用しない
磁石の開発
(図はイメージ)

(2) サプライチェーンの迅速・柔軟な組換えに資する技術開発

- サプライチェーンの状況を迅速に把握するため、①超小型衛星搭載用の赤外線センサを開発するとともに、②アワード（懸賞金）を活用した様々な衛星データを用いた解析アルゴリズムの開発・実証を行います。
- サプライチェーン間でのデータ連携の促進に資するデジタル技術の開発により、サプライチェーンの寸断リスクが生じた場合にも、迅速・柔軟にこれを組換え、維持することを可能とします。



東アジア経済統合研究協力事業費

令和2年度補正予算額 **10.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルスのASEAN等近隣諸国への感染拡大に伴い、物流が寸断し、人の移動が制限されたこと等により、現地日系企業を含むグローバルサプライチェーンへ深刻な影響が出ています。
- こうしたサプライチェーンの脆弱性に関しては、短期的な経済支援のみでは対応できず、現状を詳細に分析した上で、中長期的かつ根本的な対策を講じる必要があります。
- 東アジアASEAN経済研究センター（ERIA）は、東アジア16カ国（日・中・韓・印・豪・NZ・ASEAN）の首脳や大臣に調査研究に基づく政策提言を行い、これまでRCEP交渉の推進など当該地域の経済統合の実現を知的に支援しています。
- ERIAに拠出を行うことで、以下のサプライチェーンの強靱化や適切なリスク管理、またサプライチェーンにおけるデジタル技術の活用に必要な制度や環境整備の検証等に関する調査研究を行い、各国に対し政策提言等を実施します。
 - ① サプライチェーンの強靱化等に関する調査研究
 - ② サプライチェーンにおけるデジタル技術の活用等に関する調査研究

成果目標

- サプライチェーンの多元化等に向けて、ERIA主導で調査研究を実施し、その研究成果をセミナーなどの開催等を通じて展開することで貢献します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

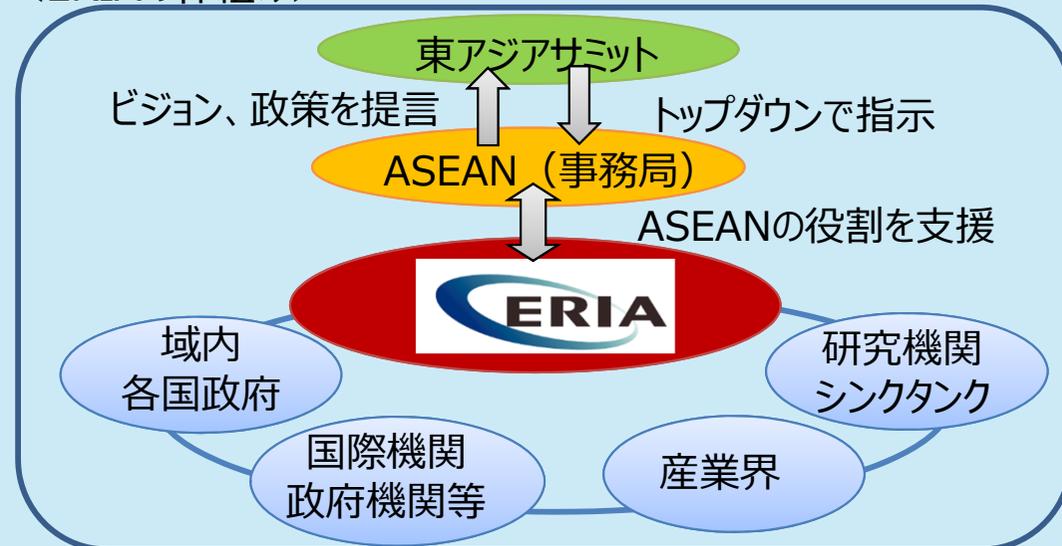
国

拠出

東アジア・アセアン経済
研究センター（ERIA）

事業イメージ

<ERIAの枠組み>



<調査研究と東アジア・ASEAN諸国へのアウトリーチ>

インパクト分析（イメージ）

- コロナウイルスによるサプライチェーンへのインパクト分析
- リスク管理に必要な指標の検討
- サプライチェーン強靱化のための政策提言
- 各国への研究成果のアウトリーチ
- 東アジアサミットなどでの報告

**サプライチェーンの強靱化等の推進
東アジアの経済統合等の推進**

在庫情報のリアルタイム共有に向けた基盤整備事業

令和2年度補正予算額 **2.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 今般、マスクやトイレットペーパーについて、店頭における品薄状態が発生したことを踏まえ、メーカー・卸・小売間のサプライチェーンにおける全体の在庫情報をリアルタイムに共有し、柔軟な物資供給を行うことができる環境の実現に向けた実証を行い、緊急時の物資供給面での対応力を抜本的に強化します。

成果目標

- 緊急時にサプライチェーンにおける在庫情報をリアルタイムに共有するため、システム構築を行うとともに課題を検証し、緊急時の物資供給面での対応力の強化を図る。これを実現するためのデータ共有に向けたシステムやフォーマットのルール化も行います。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

（１）在庫情報の共有に必要なルールの整備

- 各メーカー・卸・小売が保有するシステムやフォーマットが各々異なる在庫情報を共有するために、データフォーマットやシステム、共有時の運用等のルール化を行います。

（２）システム構築を通じた在庫情報共有の検証

- ルールに基づいて、データ変換システムやデータ共有システムを構築し、実際に在庫情報をリアルタイムで共有できるか実証実験を通じて検証を行います。



感染症対策を含む中小企業強靱化対策事業

令和2年度補正予算額 **6.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、インバウンドを含む観光需要の落ち込みや国内の客足減少、サプライチェーンの毀損等により、多くの中小・小規模事業者において事業の継続が困難になっている状況です。
- 他方、こうした感染症や自然災害に備えBCPを策定している企業の割合は全体の16.9%に止まっています（2019年中小企業白書）。
- こうした状況を踏まえ、感染症を始めとする自然災害等への事前対策に係る計画を策定するための支援及び、国が策定するガイドラインを周知するなど、中小企業の事前対策の計画（BCP、事業継続力強化計画等）の策定に寄与する事業を実施します。
- 本事業の実施により、感染症を含む自然災害等への事前の対策を実施していなかった中小・小規模事業者が、事前対策に取り組むことで、感染症の影響による事業の停止によるサプライチェーンの毀損、及び台風等の自然災害による被災を最小限に防ぐ効果が期待されます。

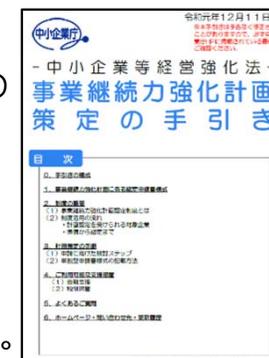
条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

1. 普及啓発活動

- 新型コロナウイルスの影響を受ける事業者に対する支援策や、今後襲来が予想される台風等の自然災害に備えるリスクファイナンス対策などに関するコンテンツ作成を実施します。
- 国において策定する新型コロナウイルス感染症対策を含む計画策定に係るガイドライン及び「事業継続力強化計画」の策定の手引きについて冊子や説明動画等のコンテンツ作成を実施します。
- 支援策や国で策定したガイドライン等を周知するため、作成したコンテンツを活用して、新聞・ネット等での広告を実施します。



<事業継続力強化計画策定の手引き>

2. 感染症対策等の計画策定支援事業

- 新型コロナウイルス感染症対策や、台風、地震等の自然災害等への事前の対策に知見を持つ専門家を、事前の対策を検討する中小企業者等に無料で派遣し、個社の計画策定の支援を行います。
- 特に、工場等の停止により、事業継続が困難となった場合の備えとして、自社製品の生産を可能とする代替生産先の確保を含む計画策定を支援します。

国内外の中堅・中小企業等へのハンズオン支援

令和2年度補正予算額 **10.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、海外に進出している日系企業や国内企業への様々な影響が懸念されます。
- 日本貿易振興機構（JETRO）では、新型コロナウイルス感染症の影響について特集サイトを作り、様々な情報を発信してきました。今後、各国の入国制限、輸送に関する規制、各国政府の支援策、事業活動の再開やサプライチェーンの見直しに係る相談がますます増加すると見込まれるため、相談体制や情報発信機能を強化します。
- また、日本に進出し、又は進出を検討している外資系企業向けに、新型コロナウイルス感染症のビジネス環境への影響等に関する多言語対応の相談窓口を設置。併せて、対日投資の風評被害を払拭する情報発信等を実施します。
- さらに、新型コロナウイルス感染症の影響で、国内の高度外国人材にも多大な支障が生じています。そこで、JETROに設置している「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を活用し、プッシュ型支援等のきめ細かなケアを行います。

成果目標

- 中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額を2020年までに2010年比で2倍にするという政府目標に貢献します。
- 政府目標「2020年における対内直接投資残高の35兆円への倍増」に貢献します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) JETROの相談対応・情報提供業務の強化

- 海外事務所で対応する各分野の相談員を拡充します。
- これらの相談は、全てWEB会議やチャットを通じた相談でも対応できるよう整備を行います。
- 現地では、新型コロナウイルス感染症が与える各国のビジネスへの影響（通関、社会インフラ等）についてアンケート調査等を行い、ウェブサイトやウェビナー等を通じた情報提供を行います。また、国内では「新輸出大国コンソーシアム」を通じた支援を実施します。

(2) 地域の外国企業撤退防止策

- 日本国内の外資系企業から、日本政府の新型コロナウイルス感染症に対する方針・スケジュールがわかりにくい、今後のビジネス環境の見通しが分からないなどの声が多くあることから、JETROに日本国内の外資系企業向けの多言語対応の相談センターを設け、対応・情報発信を行います。
- また、今後、日本への進出・投資を検討している海外企業・スタートアップ企業に対して、風評被害払拭のための情報発信・広報を実施します。

(3) 高度外国人材活躍推進プラットフォーム

- 各省庁が連携して実施する「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」のポータルサイトに、新型コロナウイルス感染症の特設サイトを設置し、在留資格等の手続に関する情報提供（英語や日本語での動画コンテンツ作成等）を強化します。
- また、企業が高度な知識や技能を持つ外国人材の採用を断念せざるを得ない状況に対応すべく、WEB面談等を駆使した採用手法や在留資格に関する手続の提示、採用後の高度人材に対するきめ細やかなケアを行います（専門家やコーディネーターによるすべての支援先にプッシュ型支援をハンズオンで行います）。
- さらに、外国人材の呼び込みの流れを途絶えさせることのないよう、日本企業で働く高度外国人材の活用事例を英語で広く世界に発信・提供します。

コンテンツグローバル需要創出促進事業

令和2年度補正予算額 **878.0億円**

(文化庁連携事業)

事業の内容

事業目的・概要

- コンテンツ産業はグローバルな成長分野であり、日本のコンテンツの海外展開は海外市場の獲得に資するとともに、日本ブームの創出を通じたインバウンド需要喚起等の波及効果にも寄与します。
- 今般、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、国際見本市等や音楽コンサート等の公演などの海外展開のためのプロモーションの機会が失われています。
- 海外の感染拡大継続の懸念により海外におけるプロモーション機会が難しい中、新たなプロモーションの促進が重要です。
- こうした現状を踏まえ、コンテンツ産業の再起支援として、新型コロナウイルス感染症の影響でプロモーションの機会が失われたコンテンツ関連事業者が行う、音楽、演劇等の公演の実施及びその海外動画配信を支援します。

成果目標

- 2025年までに、文化GDPを約18兆円（GDP比3%程度）にすることに貢献します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

日本のコンテンツの海外展開のためのプロモーションの支援

- 音楽、演劇等の公演を活用したプロモーション手法は、参加者への訴求力が高く、SNSや動画配信プラットフォームにより国内外に発信・拡散。
- コンテンツ産業の再起支援として、新型コロナウイルス感染症の影響でプロモーションの機会が失われたコンテンツ関連事業者に対し、音楽、演劇等の公演を国内で実施する費用（感染症予防対策費を含む）及びその海外向け動画配信の費用の一部を補助。
- これにより、コンテンツの海外市場の獲得を後押しするとともに、中小企業者やフリーランスを含め産業の裾野に至るまで資金の流通を実現。
- また、ライブ公演は消費喚起の起点となるほか、コンテンツの海外展開は日本ブームの創出を通じた訪日外国人増加等の波及効果にも寄与。



※1 配信プラットフォームへのダイジェスト版動画掲載や生中継などにより、公演の映像を海外向けにデジタル配信することが要件。

※2 伝統芸能等の申請案件の審査において、文化庁・(独)芸術文化振興会与連携。

遠隔教育・在宅教育普及促進事業

令和2年度補正予算額 **30.0億円**

事業の内容

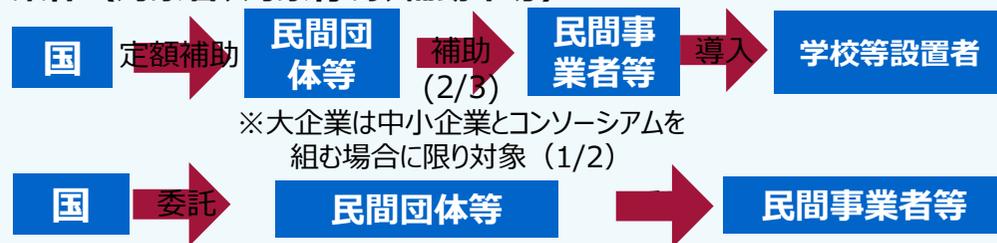
事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症による休校措置をきっかけに、学校に登校できない環境下での学習環境を早期に構築する必要性が、広く共有されました。
- 休校特別企画「#学びを止めない未来の教室」にも、多数のEdTech（デジタル技術を活用した教育コンテンツ・サービス）の提供事業者が参画し、無償体験期間に、EdTechを活用した新しい学び方を体験する生徒・教師・保護者が急増しています。
- 本事業では、EdTechを用いて学習スタイルを転換したい学校等への導入実証を、学校等による費用負担が生じない形で進めるべく、導入実証を行うEdTechサービス事業者を補助します。
- また、市販のEdTechの水準を超える、質の高いSTEAM（文理融合型・探究型）オンライン学習教材等の開発を加速します。

成果目標

- 学校等におけるEdTech導入経費等を対象に、企業補助を行い、次年度以降の継続活用や地域への波及を図ります。
- また、課題解決力・創造性を育むオンライン学習教材の開発を促進し、全国展開を支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1)市販EdTechの学校等への試験導入支援

※令和元年度補正予算「EdTech導入実証事業」の拡充

(導入サービス事例のイメージ)

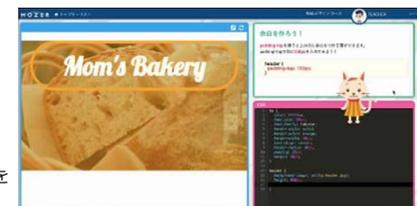
- **デジタルドリル型問題集**
1人1台端末環境で、生徒の学習履歴に基づき、アルゴリズムにより個々の生徒の理解度に合わせた問題を提示。教員の業務負担軽減を同時に実現。
- **協働学習・反転授業支援ツール**
生徒がお互いの回答を一覧で閲覧できたり、教員が生徒の学習状況をリアルタイムに把握しながら、一斉授業だけでなく、協働学習、反転授業を実現。
- **プログラミング教育支援ツール**
Webデザインやプログラミング等を、ソフトウェア中のガイダンスに従いながら学ぶことができ、また、1人の教員が複数の生徒を同時に指導することが可能。



デジタルとアナログの組み合わせをしながら授業を進めることが可能



生徒がお互いの回答を一覧で閲覧・コメントし、協働学習等が可能



キャラクターの指示に従うことで個別に学習を進める事が可能

(2)更に良質な学習コンテンツの開発

※令和2年度当初予算「学びと社会の連携促進事業」の拡充

- STEAM（文理融合型・探究型）オンライン学習教材等の開発を、学校・教育産業・大学等研究機関・産業界のオープンイノベーションで加速。

(イメージ)

- 先端科学や社会課題等の探究課題に関する解説動画や教師・外部講師による講義資料の共有、様々な学校に所属する生徒達による意見の書き込みやプレゼンテーション共有による協働型の探究学習プラットフォームの構築等



遠隔健康相談事業体制強化事業

令和2年度補正予算額 **13.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」により、新型コロナウイルスの感染の不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することや、感染しやすい環境に行くことを避けることなどが要請されています。
- 他方で、感染拡大の懸念等から健康不安の解消のために医師等に相談をしたいというニーズが増加しています。これに対応するためには、遠隔で効率的に医療者が相談に乗ってくれる窓口（健康相談窓口）が重要です。
- 本事業では、民間企業による遠隔健康相談事業を強化することで、健康不安を相談する窓口としての利活用環境整備等を行います。また、小児・妊婦、高齢者などの専門窓口も設置し、チャットや電話等の利用可能な手段を拡大します。

成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて、国民が気軽にチャット・テレビ電話・電話等のツールを用いて、健康不安等を遠隔で医師等に相談が十分に可能な体制を整備します。

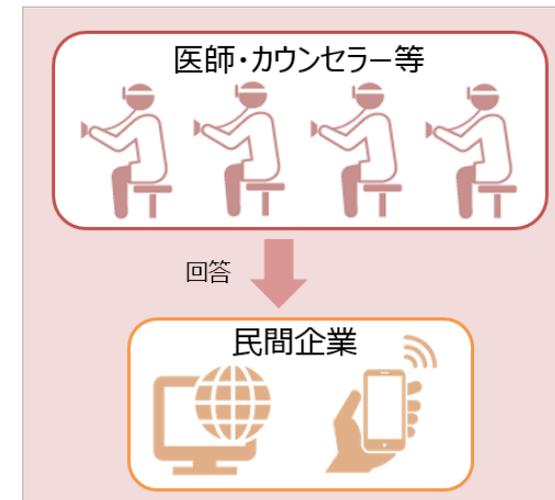
条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

民間事業者等によるチャット・電話等を活用した遠隔健康相談委託事業

- 医師等を確保した上で、チャットや電話等を活用し、自宅等で医師等に対して健康相談が可能な民間サービスが存在。
- 現在、新型コロナウイルスの感染拡大等への不安から、様々な健康不安への対応ニーズが増加。
- このため、複数の民間事業者等のサービスを拡充し、健康相談を受け付ける体制構築等を実施。



チャットや電話等の
多様なツールを用いて相談



非対面・遠隔の海外展開支援事業

令和2年度補正予算額 40.0億円

(1)貿易経済協力局 貿易振興課
03-3501-6759
(2)通商政策局 総務課
03-3501-1654

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症拡大により、人の移動を伴う販路開拓が困難となり、中堅・中小企業の独力での海外展開がより困難になっています。
- そこで、中堅・中小企業が海外展開する際であっても、人の移動を伴わずに遠隔で事業が行えるよう、JETRO（日本貿易振興機構）による支援を強化し、中堅・中小企業による海外展開を拡大させます。
- 具体的には、海外の主要なEC（電子商取引）サイトに特設サイト「ジャパンモール」を設置することにより、地域の中小企業の商品の販路開拓を支援します。
- このほか、JETROにおいてオンラインでの商談会の取組等を進め、企業が非対面・遠隔での先進的な商談を行える環境を整備します。

成果目標

- 中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額を2020年までに2010年比で2倍にするという政府目標に貢献します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

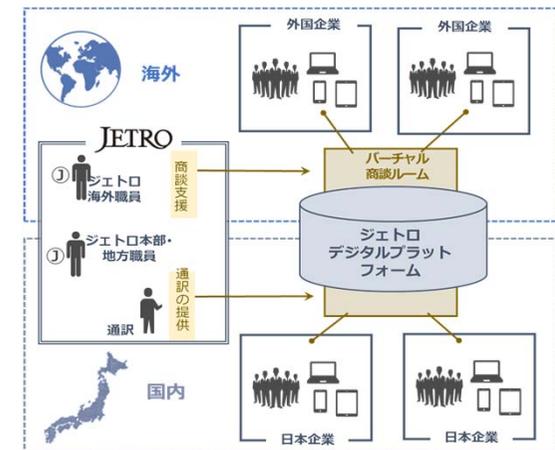
(1) 越境EC等利活用促進事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、各国の消費は「外食」から「中食」「宅配」へ、インドア派へシフトしている中で、ECサイトでの商品等の取扱いを拡大する機会が到来しています。このため、JETROが主要な海外のECサイトに特設サイト「ジャパンモール」を設置し、地域の中堅・中小企業の商品の販路開拓を支援する取組等を拡大します。海外ECサイトが日本国内で商品を買取るため、人の移動を伴わずに実施可能です。



(2) デジタル空間における商談プラットフォームの構築・拡張

新型コロナウイルス感染症の影響で中止が相次ぐ「リアル」商談会や展示会等を代替するため、JETROにおけるデジタルプラットフォームの構築及びオンライン商談会の実現を図ります。



自動走行ロボットを活用した新たな配送サービス 実現に向けた技術開発事業 令和2年度補正予算額 3.0億円

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症による影響で、物流のラストワンマイルにおいて、宅配要望の急増、配達員の感染等による影響により、ドライバー不足や配送の一時的な停滞が発生しています。
- こうした状況への対応策の一つとして、新型コロナウイルス感染症による影響が継続する中で、自動走行ロボットを活用した新たな配送サービスの早期実現が必要です。
- 本事業においては、自動走行ロボットの技術開発を集中的に行い、早期に実用化することで、有事においても物流サービスの維持を実現し、サプライチェーンの強靱化を図ります。

成果目標

- 本事業において開発した技術により安全安心な自動走行ロボットによる配送サービスの実現を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

「遠隔・非対面・非接触」での配送サービスを実現するための自動走行ロボットの技術開発、実証データ分析

● 自律走行を実現するための技術開発

(想定される技術開発要素)

センサー技術
車道では想定されない
段差や看板等の検知

システム連携
配送システムと自動走行ロボットの
運行システムの連携



● 技術開発実証で得られたデータの分析

- ✓ 自律走行にかかる技術的データの収集・分析
- ✓ 住民や利用者等へのアンケートの実施による、社会受容性向上に向けた取組の在り方等の分析・検討 等

実現する配送サービスのイメージ



- 物流拠点からの自宅等へのECモール商品の配送
- 小売店舗から自宅・指定地等への日用品の配送
- 商業施設のバックヤード等における館内配送

産業保安高度化推進事業

令和2年度補正予算額 **20.0億円**

産業保安グループ
保安課、高圧ガス保安室、ガス安全室、
電力安全課
03-3501-8628（保安課）

事業の内容

事業目的・概要

- 感染症の拡大等の緊急事態においても、電力、コンビナート等の産業インフラの安全な事業継続等、産業保安の確保は不可欠です。
- 産業保安人材の高齢化、設備の高経年化等の環境変化に直面する中、産業インフラの安全性・効率性を維持・向上させ、緊急事態においても産業保安を確保する上でも、IoT/AI等の新技術を活用したスマート保安の推進が必要です。
- このため、以下の取組を実施します。
 - ① 産業インフラの遠隔監視・制御、AIによる設備点検作業の自動化などスマート保安の技術実証の実施（補助）
 - ② スマート保安に適した規制の合理化のための制度見直し、ドローン・AI等新しい保安技術の導入を促すためのガイドライン等の策定（委託）

成果目標

- スマート保安の推進により、産業インフラの安全性・効率性を維持・向上することで、安全な事業継続を確実なものとし、将来にわたって国民の安全・安心を創り出すことを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

①スマート保安技術実証



②スマート保安制度整備



事業イメージ

①スマート保安技術実証

【産業保安AI実証】

- 産業保安分野のAIは、高度な正確性とAIの判断の説明可能性を確保することが必要。利用可能な学習データが少ない状況でも、正確性・説明可能性の高い産業保安AIの実証を実施。

【防爆ドローン開発・実証】

- 高圧ガス設備近傍は、防爆のため、ドローンの飛行は不可。
- 防爆仕様のドローンを開発することで、設備近傍が飛行可能に。鮮明な画像やレーザーを活用でき、検査を高度化。

【鉄塔管理スマート化実証】

- 鉄塔に風圧等の無線センサーを設置し、遠隔監視。風圧や塩害等によるリスクをリアルタイムに把握・予知。定期的に行っている保守・点検を劣化状況に応じたものとする方式の実証。

【発電所遠隔実証】

- ベテラン作業員が現場で実施している発電所の保守・点検作業を、カメラ・計器等による遠隔モニタリング・制御で代替する方式を検討・実証。

②スマート保安制度整備

【AI信頼性評価ガイドラインの策定】

- AIの誤判断は、安全リスク。AIの高信頼性の証明が必要。
 - AIの学習データ・学習方法等の評価ガイドラインを策定。
- ※その他、規制の合理化や制度見直し、スマート保安の普及に必要な調査を実施。

令和2年度補正予算額 100億円

事業の内容

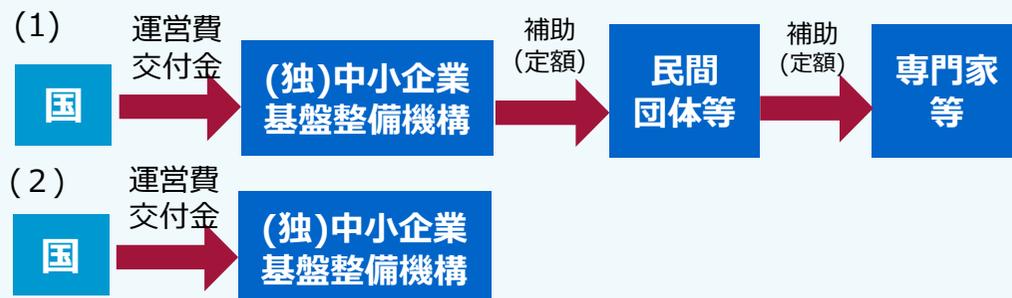
事業目的・概要

- 感染症対応や働き方改革の必要性が高まる中、オンライン会議、ECサイト構築、クラウドファンディング、オンラインイベント、テレワーク、RPA等のデジタルツールに関心があってもノウハウがなく導入・定着に至らない中小企業が数多く存在しています。
- 手間はかかるが利幅の小さい、中小企業のデジタル化・IT活用について、専門的なサポートを充実させるため、フリーランスや兼業・副業人材等を含めたIT専門家を「中小企業デジタル化応援隊」として選定し、その活動を支援します。

成果目標

- 中小企業のデジタル化対応を支援するIT専門家の活動を後押しし、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるための前向きな投資を生産性向上に繋がります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 民間IT専門家への補助事業

相談窓口や補助金があっても、デジタルツールの導入定着に至らない中小企業等も多いため、中小企業のデジタル化にかかるハンズオン支援を提供する民間のIT専門家（フリーランス、兼業・副業人材を含む）に対して、その定型業務の性質に応じて定額を補助します。

●「中小企業デジタル化応援隊」の選定基準（例）

- ・中小企業基盤整備機構が提供する支援コンテンツ（使いやすいクラウドサービスを検索できる「ここからアプリ」等）を用いて中小企業のデジタル化を支援できる者 等

●補助スキーム

- ・IT専門家が、ECサイト構築やテレワーク導入相談等の支援サービスを中小企業に提供した場合に、定型業務毎に定める単価と支援実績等に応じて定額を補助します。（ただし、中小企業に一定の自己負担あり。）
- ・クラウドソーシング、専門人材派遣業者、副業・兼業人材マッチングプラットフォーム事業者等の民間事業者と連携し、中小企業のデジタル化を応援する人材を幅広く募ります。

※総務省のテレワークサポートネットワーク（仮称）と連携して実施

(2) 支援ツールやプラットフォームの整備

- ・中小企業が自ら経営課題を認識し、その解決に必要なITツールを選択するための「自己診断WEBツール」や「ツール導入ガイド」等のコンテンツを開発し、普及に取り組みます。
- ・民間事業者と連携し、中小企業向け「EC活用ガイド」等のコンテンツを作成する等、非対面型の販路開拓を支援します。

経済産業省デジタルプラットフォーム構築事業

令和2年度補正予算額 **25.3億円** ※うち、22.0億円は内閣官房計上

事業の内容

事業目的・概要

- コロナウィルス感染リスクを踏まえ、時間・場所の制約なく、遠隔で迅速に支援等を提供するため、デジタル技術によるサービスの利便性、対応能力を強化し、行政デジタル化を加速します。
- デジタル技術を活用した支援策の執行を迅速化するとともに、情報提供を充実させるため、(1) 汎用的な補助金申請システム(J Grants)の機能拡充と運用体制の強化、(2) 事業者向け共通IDシステム(G Biz ID)の発行能力の強化・迅速化、(3) 中小企業支援施策情報の検索利便性の向上など、行政手続の環境整備等を実施します。

成果目標

- 補助金申請をはじめとする各種行政手続や、情報発信のデジタル化を進めることで、事業者が自分に合った支援施策を見つけ、感染リスクを低減した形で迅速に支援施策に申請できるようになり、事業者の迅速な事業回復に寄与します。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

経済産業省におけるデジタル・ガバメントの推進

(1) J Grants (補助金申請システム)

J Grantsについて、申請画面の改善・施策のプッシュ通知等の機能拡充や、ヘルプデスク設置等による運用体制強化等により、補助金申請手続の利便性向上・迅速化を図る。

(2) G Biz ID (法人共通認証基盤)

複数手続で利用可能な事業者向け共通IDシステムについて、ID発行体制の増強と審査自動化を進め、手続オンライン化環境の整備と手続迅速化に寄与。

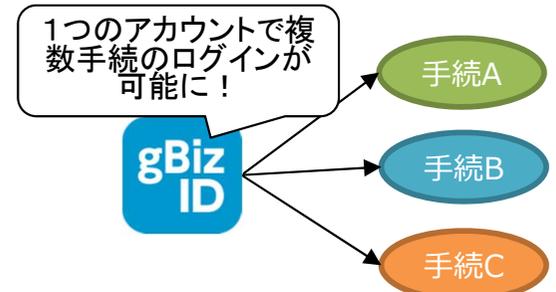
(3) 中小企業への支援施策情報発信 等

中小事業者向け支援サイト、ミラサポplusについて、支援施策情報の一元管理機能等を拡充し、政府・自治体の支援施策情報を横串で見つけられる環境を整備。加えてその他各種行政手続のオンライン化を実施。

(1) J Grants (補助金申請システム) (2) G Biz ID (法人共通認証基盤)



J Grants 画面イメージ



※ J Grants :
<https://jgrants.go.jp>



※ G Biz ID :
<https://gbiz-id.go.jp>



キャッシュレス・消費者還元事業

令和2年度補正予算額 **755億円**

事業の内容

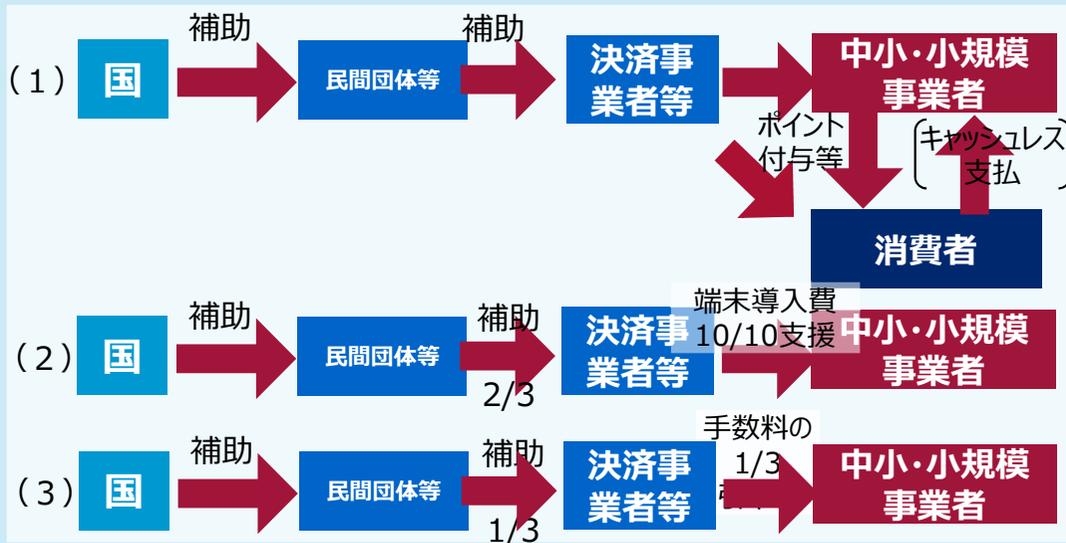
事業目的・概要

- 令和元年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の一定期間（令和元年10月1日から令和2年6月30日まで）に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援します。
- 本支援を実施することで中小・小規模事業者における消費喚起を後押しするとともに、事業者・消費者双方におけるキャッシュレス化を推進します。

成果目標

- 本事業の効果も含めて、2025年までに民間最終消費支出に占めるキャッシュレス決済比率40%を実現します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 消費者への還元

- 消費税率引上げ後、令和元年10月1日～令和2年6月30日までの9か月間について、消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等で支払いを行った場合、個別店舗については5%、フランチャイズチェーン加盟店等については2%を消費者に還元します。

①社会通念上不適切と考えられる者、②消費税率引上げに伴い別途の支援策が講じられる取引、③消費税非課税となっている物品やサービスの購入などの支払い手段となるものに係る取引、④一部の消費税非課税取引がその取引の太宗を占めると考えられる者などを除き、幅広く中小・小規模事業者を対象とします。

- なお、決済事業者は、当該中小・小規模事業者に課す加盟店手数料を3.25%以下にしておく必要があります。
- 補助にあたっては、決済事業者が中小・小規模事業者に提供するキャッシュレス決済のプランを提示し、その中から、中小・小規模事業者が自らに望ましいプランを選択します。

(2) 決済端末等の導入補助

- (1)の枠組みに沿って中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を導入する際に、必要な端末等導入費用の1/3を決済事業者が負担することを前提に、残りの2/3を国が補助します。

(3) 決済手数料の補助

- (1)の枠組みに沿って中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を行う際に決済事業者に支払う加盟店手数料(3.25%以下)の1/3を、期間中補助します。

(4) キャッシュレス決済の周知・普及

- キャッシュレス決済は、中小・小規模事業者にとって、レジ締めの手間やコストが省けるなど生産性を高めることができ、消費者にとっても、ATMから現金を引き出す手間が省けるなどのメリットがあります。
- こうしたキャッシュレス化のメリットや本事業の内容を分かりやすく周知・普及します。

地域分散クラウド技術開発事業

令和2年度補正予算額 **12.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 企業が突発的な災害やパンデミック等に即応するためには、非対面や遠隔であっても事業継続を可能とするテレワーク環境の整備が不可欠です。しかしながら、テレビ会議等でデータ通信量が増大すると、回線容量がひっ迫し、テレワーク用システムに遅延等の障害が発生します。
- 今後、特に医療・教育分野等で、高精細動画・同時多数接続が必要な業務が増加すると、さらに品質が低下し、業務継続に支障をきたすことが想定されます。
- このため、本事業では、地方に分散したデータセンターを活用して、分散型クラウド基盤を構築することで、①通信・処理が一拠点に集中することを回避するとともに、②過大なデータ等を他のデータセンターに分散して処理する技術を確立します。
- 具体的には、仮想的な巨大クラウド環境を構築するため、地方に分散する複数のデータセンターを、セキュリティを担保しつつ、統合的に管理するソフトウェアを開発します。
- 加えて、データセンターのサーバーの計算能力を最大限活用するため、通信データを高速処理するソフトウェアを開発します。

成果目標

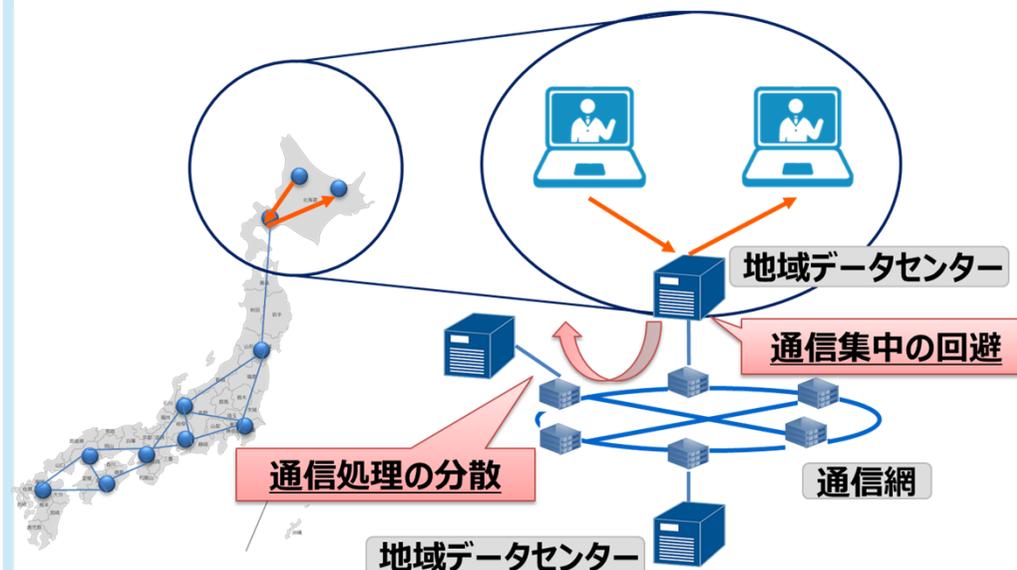
- 高精細動画・同時多数接続等の高品質な通信が必要な業務の基盤となる分散型のクラウド環境を、令和5年度までに順次提供を開始する。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

- 分散型クラウド基盤上のテレワークシステムの模式図



地方に分散したデータセンターを統合管理する技術

- 地方に分散したデータセンターを、セキュリティを担保しつつ一体的に運用するため、利用者に近いデータセンターで処理を行うことや、複数のデータセンターで負荷を分散すること、災害等で障害が発生した際に他のデータセンターに処理を移行することを可能とする統合的管理ソフトウェアを開発します。

高効率なネットワークのための高速処理技術

- データセンター内のサーバーの計算能力を最大限活用するために、データを高速処理するためのソフトウェアを開発します。

中小企業サイバーセキュリティ対策促進事業

令和2年度補正予算額 **7.7億円**

事業の内容

事業目的・概要

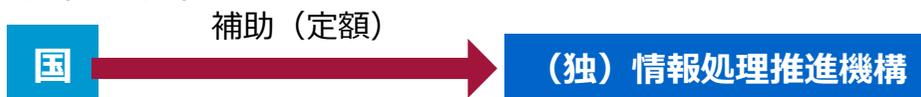
- 新型コロナウイルス対応の一環で、中小企業がテレワーク等の業務のデジタル化を急速に進める中で、中小企業にとってサイバー攻撃の脅威は増大しています。中小企業が、サイバー攻撃の脅威から身を守りつつ、デジタル化による恩恵を享受するためには、サイバーセキュリティ対策の強化が急務です。
- 本事業では、①専門家派遣による事前支援の体制構築、②インシデント発生時の駆け付け支援や簡易保険による事後支援の体制構築に向けた地域実証を実施します。【補助】
- また、中小企業へのセキュリティの普及啓発や情報共有を行うため、全国各地でセキュリティコミュニティの形成や取組の拡大に向けた支援を実施します。【委託】

成果目標

- 本事業を通じ、テレワーク等の業務のデジタル化を進める中小企業において、基本的なセキュリティ対策の実施を促すとともに、セキュリティ運用・事後支援の全国での体制構築を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

(1)、(2)



(3)



事業イメージ

(1) 登録セキスペ派遣事業（事前支援）

- 平成30年度第2次補正予算「中小企業等強靱化対策事業」にて、情報処理安全確保支援士（登録セキスペ：全国に約20,000人）を中小企業に派遣し、セキュリティ基本方針や関連規定の策定支援を行う事業を実施。96.4%の企業で「成果を得ることが出来た」との結果。
- こうした実績を踏まえ、**全国で中小企業に登録セキスペを派遣し、テレワーク等のITシステムの基本的なセキュリティ対策を確認**する取組を地元の団体等とも連携して実施。

(2) サイバーセキュリティお助け隊事業（事後支援）

- 平成30年度第2次補正予算「中小企業等強靱化対策事業」にて、損害保険会社、ITベンダー、地元の団体等が連携し、中小企業にセキュリティ監視機器等を設置。インシデントの発生時に駆け付け支援や簡易保険での対応を行う体制構築のための実証事業を実施したところ、**実証地域のほぼ全てでサイバー事案が発生**。
- 中小企業のデジタル化が全国で加速することも踏まえ、**全国でセキュリティ運用・事後支援体制を確立**するとともに**重要分野のサプライチェーンを対象とする実証も実施**。

(3) 各地域での施策の普及・セキュリティ情報の共有

- 現在、関西地域等では、経済産業局・総合通信局や民間団体が中心となったセキュリティコミュニティによる情報共有が進展。
- こうした取組を全国各地に広げ、中小企業向けのセキュリティ対策の**施策の普及やセキュリティ情報の共有のためのコミュニティ形成を促進**。

高度サイバーセキュリティ検証技術構築事業

令和2年度補正予算額 **3.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、非対面・遠隔サービス等について意識転換が起きつつあります。また、テレワークの急速な普及等により、企業の機密情報が市販品を経由してサイバー空間上でやりとりされる機会が増加し、それを狙ったサイバー攻撃の増加が懸念されています。こうした中、企業が導入する機器・サービスの信頼性を検証するニーズが高まっています。
- これまでのセキュリティ検証では、ソフトウェアに干渉する攻撃に対する脆弱性の検証が中心でしたが、今後は、市販品への攻撃として、ハードウェアを入手した上でハードウェア自体を分析・干渉する攻撃手法に対する脆弱性の検証が重要になります。
- 本事業では、このような攻撃手法に対する技術の構築を加速させるため、攻撃に対するセキュリティ検証に活用可能な技術を調査・追試し、評価手法として確立することを目指します。

成果目標

- このような検証に活用可能な技術を調査・追試し、さらにそれらに対する製品の耐性を評価する手法を確立することで、非対面・自動化時代に対応した『Proven in Japan』（包括的なサイバーセキュリティ検証基盤の構築）の実現を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

ハードウェアそのものに対する攻撃手法の例

● サイドチャネル攻撃を応用した高度な非侵襲攻撃

機器から漏洩する電波や消費電力等の情報を複合的に用いて、暗号解読等を実施。



● マルチレーザーによる半侵襲型攻撃

チップ等にレーザーを照射することで意図的に誤動作を誘発し、秘密情報を窃取。



● 物理的な破壊を伴う攻撃

装置の分解、チップの物理的解析、不正回路の挿入などにより機能を改変する等の行為

検証技術構築

『Proven in Japan』の促進

製品の信頼性・効果を確認・検証する能力を国内で確保し、包括的なサイバーセキュリティ検証基盤を構築